

# 有害使用済機器の保管及び処分の届出の手引

## 1. 記入に際して

- (1) 届出書等にもれなく記入のうえ、正1部・副1部を作成し、提出書類一覧表によりチェックした後、提出してください。
- (2) 副本については、受付印を押印のうえ届出者に返却いたします。

## 2. 新規届出について

事業を開始する10日前までに届出が必要です。

また、法改正の施行日（平成30年4月1日）に、既に有害使用済機器の保管等を業として行っている事業者については、施行後6ヶ月（平成30年10月1日）までに届出が必要です。

## 3. 変更届出について

届出事項を変更する場合は、変更の日の10日前までに届出が必要です。

なお、住民票の写し及び法人の登記事項証明書の添付が必要な変更については、変更後の添付書類が準備でき次第、速やかに届出をしてください。

## 4. 廃止届出について

事業の全部又は一部を廃止した場合には、廃止後10日以内に、届出が必要です。

※事業の一部廃止とは、事業の範囲の一部廃止（保管、処分又は再生の事業の一部を廃止する場合）、複数の事業場の内一部を廃止する場合、取扱い品目の一部を廃止する場合を指します。

## 5. 帳簿の作成及び保存の義務

有害使用済機器保管等業者は、事業場ごとに帳簿を備え、保管、処分又は再生について次に掲げる事項を記載し、毎月末までに前月中における内容について記載を終了しなければなりません。また、1年ごとに閉鎖した帳簿は、閉鎖後5年間、事業場ごとに保存しなければなりません。

保管	①受入年月日 ②受け入れた場合には、受け入れ先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 ③搬出した場合には、搬出した年月日、搬出先ごとの搬出量及び有害使用済機器の品目
処分又は再生	①処分又は再生年月日 ②処分又は再生した場合には、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目 ③処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当該物の持出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器等の品目

有害使用済機器保管等届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）金沢市長

届出者

商業登記の登記事項証明書または住民票に記載してある住所、名称、氏名を記入してください。

住所

〒920-8577

石川県金沢市広坂一丁目1番1号

氏名

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 金沢 太郎

電話番号

076-220-2521

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

<p>事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）</p>	<p>有害使用済機器の品目：  <b>電動工具、電気掃除機、扇風機、パーソナルコンピュータ 等</b>  <b>（廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～32号に定める機器）</b></p> <p>処理の区分 保管のみ <b>保管及び処分（再生を含む）</b></p>
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所 <b>株式会社〇〇〇〇</b> 電話番号<b>076-220-2521</b>  <b>石川県金沢市広坂一丁目1番1号</b></p> <p>事業場 <b>石川県金沢市広坂一丁目1番1号</b>電話番号<b>076-220-2521</b></p> <p>面積 <b>〇〇〇㎡</b></p>
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）</p>	<p><b>保管場所① 所在地：同上</b>  <b>面積：〇〇〇㎡、最大高さ 〇m</b>  <b>品目：電動工具、電気掃除機等、扇風機 等</b></p> <p><b>保管場所② 所在地：同上</b>  <b>面積：〇〇㎡、最大高さ 〇m</b>  <b>品目：パーソナルコンピュータ</b></p>
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p><b>事業場：広坂事業場 所在地：同上</b>  <b>品目：パーソナルコンピュータ</b></p>
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p><b>施設の種類：破砕機（シュレッダー） 数量：1台</b>  <b>設置場所：広坂事業場 所在地：同上</b>  <b>設置年月日：〇〇年〇〇月〇〇日設置 処理能力：3t/日</b></p>
<p>※事 務 処 理 欄</p>	

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
株式会社〇〇〇〇	石川県金沢市広坂一丁目1番1号	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。(1部)		

(日本工業規格 A列4番)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更届出時には変更部分を明確にして記載すること）

(1) 保管について

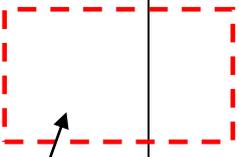
- ・一般家庭から引き取った有害使用済機器を事業場で保管し売却する。
- ・取り扱う品目は様式第1号（第2面）を参照。
- ・品目1は保管場所①で保管する。
- ・適正な処理のため、法に基づく保管の基準を遵守する。
- ・保管後の有害使用済機器は、輸出業者に売却する。

(2) 処分について

- ・一般家庭から引き取った有害使用済機器を事業場で保管及び処分する。
- ・取り扱う品目は様式第1号（第2面）を参照。
- ・品目2は保管場所②で保管する
- ・品目2は、破砕機で破砕し、金属原料のみを選別する。
- ・適正な処理のため、法に基づく保管及び処分の基準を遵守する。
- ・保管及び処分後の有害使用済機器や金属原料は、輸出業者に売却する。

備考

(第2面)

	品目	受入量 (t/月又 はm <sup>3</sup> /月)	予定受入先事業者の 名称及び所在地	保管場所	処分(再 生)の方法	処分量 (t/月 又はm <sup>3</sup> /月)	予定持出先の名称及び 所在地
1	電動工具、 電気掃除機、 扇風機 等	○ t	株式会社〇〇商事 金沢市〇〇丁目〇番地	※平面図 記載の場 所を記入			株式会社△△ △▽工場 金沢市〇〇丁目〇番地
2	パーソナルコ ンピュータ	△ t	□□株式会社 金沢市〇〇丁目〇番地	※平面図 記載の場 所を記入	破碎	0.5 t	株式会社△△ △▽工場 金沢市〇〇丁目〇番地
3							
処分を行わない場合(保管のみ)は記載不要							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
備考 「処分(再生)の方法」、「処分量」については、処分等を行わない場合は記載不要。							

処分を行わない場合（保管のみ）は添付不要

様式第2号

施設の概要	
処理施設の種類 施設番号	有害使用済機器の破碎（シュレッダー）施設
設置場所	金沢市〇〇町△△丁目▽▽番地
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
処理能力	3t/日（8h）
取り扱う有害使用済 機器の品目	パーソナルコンピュータ
処理施設の処理方式 及び設備の概要	〇〇方式 △△社製〇〇-〇〇 【付帯設備】 磁選機 △△社製〇〇-〇〇 集塵機 △△社製〇〇-〇〇
環境保全設備の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・火災対策として、適切に消火器を配備する等、消防法に基づく指導を遵守する。</li><li>・集塵機による粉じんの飛散防止。</li></ul>
備考	施設の種類ごとに記載すること。

（日本工業規格 A列4番）

## 1. 環境保全措置の概要

基準への対応策について記載すること。

### (1) 保管施設において講ずる措置

- ・屋外保管については、保管施設の底面をコンクリート舗装することにより地下への汚水浸透を防止し、汚水は油水分離槽を経由して適正に処理する。
- ・ねずみが生息し、蚊やはえ、害虫等が発生しないように、片付け、清掃する。
- ・火災の発生及び延焼対策として、有害使用済機器から電池、潤滑油等を適切に回収し、有害使用済機器とその他の物と混合するおそれのないように区分して保管するほか、消火器等を適切に配置する等、消防法に基づく指導を遵守する。

### (2) 処理施設において講ずる措置

- ・施設の底面をコンクリート舗装することにより地下への汚水浸透を防止し、汚水は油水分離槽を経由して適正に処理する。
- ・集塵機により粉じんの飛散を防止し、騒音規制法・振動規制法の基準を遵守する。
- ・夜間（17時以降）については、処理を行わない。
- ・火災の発生及び延焼対策として、有害使用済機器から電池、潤滑油等を適切に回収し、有害使用済機器とその他の物と混合するおそれのないように区分して処理するほか、消火器等を適切に配置する等、消防法に基づく指導を遵守する。

様式第4号

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法及び再生品の利用方法を記載した書類

処分後の廃棄物（又は再生品）の品目	<b>【再生品】 破碎後有価金属</b> <b>【廃棄物】 廃プラスチック類、ガラスくず等</b>		
発 生 量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	<b>【再生品】 0.3 t /月</b> <b>【廃棄物】 0.2 t /月</b>		
処 理 方 法	自己処理	(処分場所)	
	委託処理	(処分業者名)	
		●●株式会社	
	(所在地)		金沢市▼▼町○○丁目△△番地
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">埋立処分</div> <div>海洋投入処分</div> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">中間処理</div> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">売却</div> </div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <p><b>【埋立処分】</b> ガラスくずは埋立処分</p> <p><b>【中間処理（焼却）】</b> 廃プラスチック類は焼却後埋立処分</p> <p><b>【売却】</b> 製鉄原料として売却 製品規格：破碎後有価金属（50mm以下） 規格管理：破碎処理により製造 なお、破碎にあたり、不要物を除去し、破碎処理の上、磁選機により製品区分し、製品以外の廃棄物を委託により処分</p> <p>販売価格：△△円/t 販売相手：○○株式会社                   有限会社□□ 等</p> <p>運搬方法：販売相手が当社事業場からトラックで搬出</p> </div>			

備考 処分後の廃棄物又は再生品の品目ごとに記載すること。